

平成31年度 あさぎり町議会第1回会議会議録（第1号）						
招集年月日	平成31年4月25日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成31年4月25日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	平成31年4月25日 午前11時05分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	△	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	10番 永井英治		11番 皆越てる子			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第1号）

- 日程第 1 補欠選挙により当選した議員の議席の指定及び議席の一部変更について
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 3 要望書等の報告
 - 日程第 4 報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について
 - 日程第 5 報告第2号 専決処分した平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第15号）の報告について
 - 日程第 6 報告第3号 専決処分したあさぎり町平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の報告について
 - 日程第 7 議案第1号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 8 議案第2号 平成31年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第 9 議案第3号 あさぎり町 280MHz デジタル防災同報無線システム整備工事請負契約の締結について
 - 日程第10 常任委員会委員の選任
 - 日程第11 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 補欠選挙により当選した議員の議席の指定及び議席の一部変更について
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 3 要望書等の報告
 - 日程第 4 報告第1号 専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について
 - 日程第 5 報告第2号 専決処分した平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第15号）の報告について
 - 日程第 6 報告第3号 専決処分したあさぎり町平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の報告について
 - 日程第 7 議案第1号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 8 議案第2号 平成31年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第 9 議案第3号 あさぎり町 280MHz デジタル防災同報無線システム整備工事請負契約の締結について
 - 日程第10 常任委員会委員の選任
 - 日程第11 議員派遣の件について
-

午前10時 開会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、平成31年度あさぎり町議会第1回会議を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に

配付のとおりです。

日程第1 補欠選挙により当選した議員の議席の指定及び議席の一部変更

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、補欠選挙により当選した議員の議席の指定及び議席の一部変更についてを行います。今回当選された岩本恭典議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、1番に指定します。これに伴いまして、議席の一部を変更します。市岡貴純議員の議席を2番に、難波文美議員の議席を3番に、加賀山瑞津子議員の議席を4番に、橋本誠議員の議席を5番に、久保尚人議員の議席を6番に、小出高明議員の議席を7番に、森岡勉議員の議席を8番に、豊永喜一議員の議席を9番に、永井英治議員の議席を10番に、皆越てる子議員の議席を11番に、小見田和行議員の議席を12番に、奥田公人議員の議席を13番にそれぞれ変更します。

日程第2 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、10番、永井英治議員、11番、皆越てる子議員を指名します。

日程第3 要望書等の報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、要望書等の報告を行います。平成31年4月9日に事務局で受け付けした要望書については、お手元に配付しました一覧表のとおりです。

日程第4 報告第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 日程、すいません、失礼しました。報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例について報告いたします。小令第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。平成31年4月25日提出、あさぎり町長愛甲一典。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） おはようございます。報告第1号について御説明申し上げます。今回の改正は、地方税法の改正に伴うところの改正でございます。30ページからの新旧対照表により御説明いたします。なお、改正に伴う条ずれや文言の改正などの説明は省かせていただきます。今回の改正は、第1条から第5条の条立てで行っております。まず第1条による改正。対照表の左側が現行で、右側が改正後になります。一番上の第34条の7は、ふるさと納税制度の見直しに伴い、寄附金控除の対象となるのは、ふるさと納税制度の要件を満たし、ふるさと納税の特例控除の対象として指定された自治体への寄附金のみが控除の対象となるものです。次に、32ページをお願いします。一番下の附則第7条の3の2は、住宅借入金の特別控除に係るもので、特別特定取得をした場合、控除期間が2年間延長されるものです。次に、34ページをお願いします。中ほどの附則第7条の4と次のページの附則第9条及び36ページの附則第9条の2は、先ほどのふるさと納税制度の見直しに伴い、控除対象となるふるさと納税の要件が示されていますが、それに関連する改正でございます。次に39ページをお願いします。中ほどの附則第10条の3は、新築住宅に対する固定資産税の減額を受けようとするものがすべき申告についての規定を新設したものでございます。42ページをお願いします。下から3行目の附則第10条の4は、熊本地震による被災住宅に係る課税標準の特例期間が2年延長されたもので、特例の適用を受けようとするものがすべき申告等の規定でございます。45ページをお願いします。中ほどの附則第16条は、13年を経過した軽自動車に課する重課税を31年度に限ったものにし、29年度のグリーン化特例を削除し、30年度と31年度のグリーン化特例の規定の改正を行ったものです。次に、52ページをお願いします。第2条による改正です。一番上の第36条の2は、

町民税申告書の記載事項が簡素化されたものです。下から5行目の第36条の3の2は、単身児童扶養者、児童扶養手当等受給されているひとり親のことですけれども、給与所得者扶養親族申告書の記載事項に追加されたものでございます。53ページをお願いします。中ほどの36条の3の3は、単身児童扶養者を公的年金等受給者扶養申告書の記載事項に追加されたものでございます。55ページをお願いします。下から7行目の附則第15条の2は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに取得した軽自動車については、環境性能割を非課税とするものでございます。次、56ページをお願いします。一番上の附則第15条の2の2は、環境性能割の賦課徴収の特例が新設されたものでございます。57ページをお願いします。中ほどの附則第15条の6は、環境性能割の税率を臨時的に1%軽減するものでございます。下から5行目の附則第16条は、平成32年度と平成33年度のグリーン化特例を新設するものでございます。60ページをお願いします。表の下、附則第16条の2は、種別割、これは、軽自動車税が今年の10月から、種別割という名称が変更になったものでございます。の賦課徴収の特例が新設されたものです。62ページをお願いします。第3条による改正でございます。一番上の第24条は、町民税の所得割の非課税対象に単身児童扶養者を追加したものでございます。下の附則第16条は、平成34年度と平成35年度のグリーン化特例の規定を新設するものです。64ページをお願いします。第4条による改正になります。この条の改正は、過去に改正した条例の改正でございます。一番上の附則第15条の6は、環境性能割の税率を臨時的に1%軽減する規定でございます。66ページをお願いします。第5条による改正になります。この条も、過去の条例を改正するものでございます。法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務についての規定の追加になります。次、24ページをお願いします。第1条による改正は、平成31年4月1日から施行となりますが、下の1号から4号、次ページの5号の規定につきましては、それぞれの施行日となります。次ページをお願いします。第2条で、町民税に関する経過措置。28ページをお願いします。第5条で、固定資産税に関する経過措置。一番下の第6条で、軽自動車税に関する経過措置がなされておりまして、別段に定めがあるものを除き、平成31年度以後の年度分の税に適用し、平成30年度までの税については、なお従前の例によるとなっております。また別段の定めについては、本附則の条項の中で、細かく記載してあるとおりでございます。以上で、説明を終わります。ろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第1号、専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について質疑ありませんか。ありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 確認ですが、先ほどの資料の24ページに先ほど総務課長のほうから、平成31年5月1日から令和に変わるということの説明がありましたが、24ページの附則の中には、31年6月1日とか10月1日という表現でございますが、これは、この後に読みかえるっていうふうに解釈してよろしいですか。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 平成にまだなっているということですが、まだ本日が、平成31年4月25日ということで、平成でございますので、条例文は平成で載せております。令和に変える時期というのは、条例改正があるときに、その都度変えていくということになります。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 説明申し上げます。この税条例の改正につきましては、平成31年3月29日で専決処分をしたものでございます。よって、その時点では、平成の表記を使うということになっております。この条文の中の平成32年であつたりの表記につきましては、今税務課長が申しあげましたとおり、次の税条例の改正の時期に合わせて改めるものでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

日程第5 報告第2号 及び 日程第6 報告第3号

◎議長(徳永 正道君) はい。質疑なしと認めます。日程第5、報告第2号、専決処分した平成30年度あさぎり町一般会計補正予算(第15号)の報告について、及び日程第6、報告第3号、専決処分した平成30年度あさぎり町国民健康保険税特別会計補正予算(第5号)の報告についてを一括議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 報告第2号、専決処分した平成30年度あさぎり町一般会計補正予算(第15号)及び報告第3号、専決処分した平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、報告をいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。平成31年4月25日提出、あさぎり町長、愛甲一典。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 企画財政課長。

●企画財政課長(片山 守君) おはようございます。専決処分した平成30年度あさぎり町一般会計補正予算(第15号)について説明をいたします。4ページをお願いいたします。朗読させていただきます。平成30年度あさぎり町一般会計補正予算(第10号)。平成30年度あさぎり町の一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,837万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,039万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。平成31年3月29日専決。次に、9ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。繰越明許費の追加は4件、843万5,000円となっております。次10ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。今回、詳細の最終協議によりまして、各起債が確定いたしましたので、変更分の限度額を表のとおり補正したものでございます。4,100万円の減額となったところでございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。次に、13ページをお願いいたします。企画財政課所管分につきまして説明いたします。歳入です。最上段の地方揮発油譲与税から、次のページ中段の自動車取得税交付金までにつきましては、年度末で交付額が確定いたしましたので、確定額で補正をしたものでございます。次の地方交付税の普通交付税につきましては、財源調整となっております。特別交付税につきましては、本年度は、2億3,800万7,000円の交付がありましたので、当初予算との差額3,800万7,000円を計上したものでございます。次のページです。2段目の総務費国庫補助金の地方創生推進交付金につきましては、国のブランド化による雇用創出事業分の補助金でございますが、確定額で補正をするものでございます。次のページをお願いします。最上段、生活交通維持活性化総合交付金でございますが、路線バスの運営費補助金分の県補助金でございます。これにつきましても、確定額で減額をしたものでございます。次のページでございます。最上段、ふるさと寄附金でございます。本年度の寄附額は、最終的に2,404件、5,554万1,000円となったところです。この指定寄附金のふるさと寄附金につきましては、補正前の額が5,600万円でありまして、今回、145万9,000円を減額していきまして、差し引きで5,454万2,000円となりますが、不足する100万円につきましては、県を経由して負担金として収入しておりますので、合わせて5,554万1,000円となるところでございます。このページの中程の総務債の2行目、防災告知機器整備事業債の減額でございます。工事の実施設計の事業費確定による事業費の減少分でございます。19ページをお願いいたします。歳出の説明をいたします。2行目の企画振興費につきましては、歳入で説明いたしました生活交通維持活性化総合交付金の減に伴います

財源更正でございます。次の目14基金費のふるさと基金積立金につきましては、ふるさと寄附の額が5,554万1,000円で確定いたしましたので、今回、54万8,000円を減額するものでございます。その下の地域情報通信基盤整備推進事業費の設計委託料の減額につきましては、歳入で説明いたしましたが、工事費分の実施設計の事業費確定による委託料の減額でございます。企画財政課は、以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。それでは、続きまして、総務課所管分を説明いたします。9ページの第2表、繰越明許費補正をお願いいたします。繰越明許費の追加補正といたしまして、2行目の款8、項1、消防費の消防施設整備事業は、防火水槽設置後に、確定測量し購入する用地につきまして、分筆及び所有権移転登記に期間を要し、年度内完了ができなかったため、用地購入費の繰り越しを行ったものでございます。3行目の款9教育費、項1教育総務費の学校教育整備基金積立金につきましては、予算執行の所管は、教育課でございますが、現在、有償貸与する旧中学校施設は、普通財産として総務課が管理し、この積立金の算定事務を行っていることから、総務課より説明いたします。国庫補助金を受けて整備した教育施設を有償貸与するため、補助金の返納に変えて、教育施設整備のために基金に文部科学省の承認決定額を積み立てることとしていますが、文部科学省の承認決定が、年度内に行われなかったため、積立金見込み額の繰り越しを行ったものでございます。次に、歳入予算の補正について説明いたします。16ページをお願いいたします。16ページ、2枠目の目1総務費県委託金は、4月7日執行の熊本県議会議員一般選挙における平成30年度執行経費に対する委託金の交付決定により減額したものでございます。次の枠の目1不動産売却収入は、旧須恵中学校分譲地の1区画の分譲成立による分譲代金を計上したものでございます。次ページ、17ページをお願いいたします。3枠目の目6消防債は、防火水槽、消防詰所及び消火栓整備事業の実績により、消防施設整備事業債を減額したものでございます。次に、歳出予算の補正について説明いたします。19ページをお願いいたします。1枠目の目14基金費、説明欄の公共施設整備基金積立金は、歳入予算の補正で説明いたしました旧須恵中学校分譲地の分譲代金を積み立てるものでございます。次に、2枠目の目3県議会議員一般選挙費は、県委託金の減額により、財源更正を行ったものでございます。22ページをお願いいたします。1枠目の目3消防施設費は、消防施設整備債の減額により、全額を財源更正を行ったものでございます。以上で、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） おはようございます。それでは、町民課所管分について御説明申し上げます。歳入からです。15ページをお願いいたします。3枠目になります。目2民生費国庫委託金の国民年金事務委託金でございます。厚生労働省からの国民年金事務費交付金決定通知によりまして額が確定しましたので、42万円の減額をするものでございます。次に歳出です。19ページをお願いいたします。3枠目の最下段になります。目5国民年金事務費でございます。歳入で御説明申し上げました国庫委託金の額確定によります財源の更正でございます。以上で、町民課所管分について御説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫 君） おはようございます。それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳入15ページをお願いいたします。一番上の枠で、目1民生費国庫負担金、節4児童福祉総務費負担金、説明欄で、障害児給付費等負担金につきましては、2分の1の負担金交付額の決定に伴い予算額との差額を減額補正したものでございます。次の枠の中ほど、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉総務費補助金、説明欄の子供子育て支援体制整備総合推進事業補助金につきましては、保育士を対象とした研修会の実績に基づく補助金の減額となっております。次に一番下の枠になります。目2民生費県負担金、節4児童福祉総

務費負担金、障害児給付費等負担金につきましては、4分の1の県負担額の交付決定に基づく減額、次の節6 救護施設費負担金、保護費負担金につきましては、3月末での最終的な保護費負担金額の確定による減額補正でございます。次の16ページをお願いいたします。目2 民生費県補助金、節3 障害者福祉費補助金から、次の節4 児童福祉費補助金の説明欄に記載の各県補助金の減額補正につきましては、30年度における事業実績に基づき、それぞれの県補助率に基づいての減額補正となっております。次のページを17ページをお願いいたします。詳細で、目2 民生債、節1 重度心身障害者医療費助成事業につきましては、2分の1の県補助、残り2分の1の起債借入額といたしております。医療費支払いの実績によりまして、10万円の減額としたものでございます。次の節2 出生祝い金につきましては、本年度の交付実績が92名となりました。1人10万円の祝い金事業でございますので、4名分の減とするものでございます。子供医療費助成事業につきましては、4歳未満児の対象医療費の2分の1の県補助額を差し引いた町の負担分について予算化しておりましたが、実績により、270万円の減額変更を行ったものでございます。次の19ページをお願いいたします。歳出でございます。一番下の枠で、目4 障害者福祉につきましては、歳入での国県支出金及び起債借入額の変更に伴い、財源更正を行ったものでございます。次の20ページをお願いいたします。目2 児童福祉総務費、節8 報償費で、出生祝い金につきましては、予算に対する実績92名の差額分の減額。次の認定こども園と教諭研修講師謝金につきましては、同じ日に午前・午後と郡市内2会場で開催したために、交通費に係る費用が減額となったものでございます。次の節19 負担金補助及び交付金で放課後児童健全育成事業補助金及び子育て支援強化事業補助金の減額につきましては、年度における実績に基づき減額を行ったものでございます。次の節20 扶助費で、障害児通所支援費の減額につきましては、町内の通所支援事業所の一つが、事業所の移転に伴い、約2カ月間の休業となったことにより、給付費が減少したことによる減額補正となっております。次の目3 子供医療費助成事業費につきましては、地方債の減額に伴う財源更正です。次の枠で目2 救護施設事業費の財源更正につきましては、歳入県支出金での保護司負担金の減額によるものとなっております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） おはようございます。健康推進課所管分について説明いたします。16ページをお願いします。上の枠の中ほどになりますけれども、目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費補助金の中の虫歯予防対策事業費補助金、風疹予防接種事業費補助金、早産予防対策事業費補助金、こんにちは赤ちゃん事業等補助金。これにつきましては、合わせて14万2,000円の減額でございますけれども、いずれも事業実績によりまして、補助金の額が確定いたしましたので、減額補正を行ったものでございます。それから、歳出でございますけれども、20ページをお願いいたします。一番下の枠になります。目5 母子保健事業費、その下の目6 予防接種事業費、目7 健康づくり推進事業費、これにつきましては、いずれも歳入で説明いたしましたとおり、県補助金が減額となりましたので、財源更正を行ったものでございます。以上で、健康推進課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 農業委員会所管分について説明をいたします。歳入のほうを説明いたします。16ページをお願いいたします。上の枠の中ほど、目4 農林水産事業費県補助金の節2 農業費補助金の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金を事業の実績に基づき、2万5,000円減額を行ったものです。これに伴い、歳入のほうの財源更正を行っております。以上で、農業委員会の分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） それでは、農林振興課所管分の補正予算について説明いたします。歳入となります。15ページです。2枠目の目7 災害復旧費補助金で、林業施設災害復旧補助金の増額は、林道西

平線の災害復旧工事につきまして、当初の補助率を50%として申請しておりましたが、激甚災害の認定を受けまして、補助率が84.4%に変更となり増額をするものです。16ページとなります。上の枠の目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金と3行目の農業次世代人材投資事業補助金の減額につきましては、事業費の確定によるものです。17ページです。2枠目の目1農林水産費受託事業収入の農地中間管理機構受託事業収入につきましても、事業費の確定によるものとなります。18ページをお願いします。目8災害復旧債の林業施設災害復旧事業債は、林道西平線の災害復旧工事におきまして、激甚災害の認定を受け、国庫補助金が増額され、減額するものとなります。21ページをお願いいたします。上の枠の目4農業振興費、節8報償費は、農業次世代人材投資事業を申請された新規就農者の認定審査や取り組み状況などをサポートいただきましたが、年度内の実績が確定し、減額するものです。節19負担金補助及び交付金の制度資金利子補給費補助金は、平成30年度の利子補給額が、26万4,178円と確定したことにより減額するものです。農業次世代人材投資事業補助金の減額は、交付対象就農者の前年度の所得額により、交付金が算定されるため、結果に基づき減額するものです。目11農地中間管理事業費は、歳入で説明しました受託事業収入が確定し、財源更正を行うものです。22ページとなります。最下段の目2林業施設災害復旧復旧費は、林道西平線の工事で、国庫補助金が増額となり、地方債を減額し、財源更正を行うものです。以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） おはようございます。建設課所管分の補正予算について説明いたします。9ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございます。7土木費の交通安全施設整備事業につきまして、上地区の町道別府線防護策設置工事が、隣接して工事を行っていた県営の工事、これは基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事でございますが、この工事と区間が重複しており、工程調整を行いながら実施しておりましたが、県営の工事の工程の遅れや天候不良により日数を要したため、年度内竣工が見込めないために繰り越したものでございます。14ページ目をお願いいたします。歳入でございます。一番下の枠の目1農林水産事業費分担金、節1農業費分担金、土地改良事業費の確定に伴う減額したものでございます。節3農地等災害復旧費分担金、こちらも、補助率の増高及び事業費の確定に伴い減額したものでございます。17ページをお願いいたします。一番下の枠の目5土木債ですが、道路整備事業に伴う歳入財源として予定しておりましたが、舗装や改良工事等の事業費確定や用地取得の実績により減額補正をしたものでございます。18ページをお願いいたします。目8災害復旧債、節2公共土木施設災害復旧債につきましては、復旧工事の事業費確定により減額補正をしたものでございます。21ページをお願いいたします。歳出にあります。上の枠の目16農地費、節15工事請負費、歳入で御説明いたしましたとおり、土地改良事業費の確定により減額したものでございます。下の枠の目2道路維持費、節13委託費並びに節15工事請負費につきましては、地方債の説明でも、説明しましたとおり、舗装や改良工事等の事業費確定により減額したものでございます。目3道路新設改良費、節13委託料並びに節15工事請負費につきましては、事業費確定により減額したものでございます。節17公有財産購入費、これについては、予定しておりました路線の線形の変更修正や災害復旧工事で、昨年度多数あり、その対応により、用地交渉の遅れなどがありました関係で、事業費が確定したことにより減額したものでございます。目4道路改良費、節13委託料、こちらも事業費確定により減額したものでございます。節17公有財産購入費、こちらは用地交渉において、次年度、本年度まで交渉を継続するものが出てきたものと合わせまして、先ほどと同じように災害復旧工事の対応で、用地交渉の遅れなどで、事業費が確定したことにより減額したものでございます。22ページをお願いいたします。一番下の枠の目1農地等災害復旧費、節15工事請負費でございますが、歳入で説明しましたとおり、補助率の増高及び事業費の確定に伴い減額したものでございます。合わせて財源更正も行っております。2

3ページをお願いいたします。目1公共土木施設災害復旧費は、地方債の説明で行いましたとおり、地方債を減額したことにより財源更正をしたものでございます。以上で建設課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 教育課所管分について説明をいたします。9ページをお願いいたします。繰越明許費補正でございます。一番下の行、せきれい館西側進入道整備事業におきまして、進入路工事を3月末の竣工と予定しておりましたが、最終段階の目隠しフェンス設置工におきまして、フェンスの需要が多いということで納品が遅れましたことから、繰り越しを行っております。なお、工事につきましては、今月19日に竣工をしております。16ページをお願いいたします。歳入になります。1枠目の一番下になります。目8教育費県補助金、節1教育費補助金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金を減額しております。各小学校で実施しております水俣での環境学習の事業費確定による計上でございます。次のページをお願いいたします。3枠目、町債目1の総務債、節2総務施設除却事業債でございます。旧須恵中学校体育館解体工事の実績に合わせまして減額補正となっております。一番下になります。目7教育債、節2社会教育施設整備事業債でございます。せきれい館改修事業と上総合運動公園改修事業の実績に合わせまして減額補正となっております。19ページをお願いいたします。一番上になります。目6財産管理費につきましては、旧須恵中学校体育館解体工事の実績に合わせまして、節13委託料及び節15工事請負費の減額補正と地方債の財源更正となっております。旧須恵中学校体育館におきましては、平成29年度末まで社会体育施設として、教育課のほうで管理を行っておりましたので、解体工事も教育課のほうで実施したところでございます。22ページをお願いいたします。2枠目、小学校費の目1学校管理費でございます。歳入で説明いたしました教育費県補助金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金の財源更正となります。目2公民館費につきましては、せきれい館改修事業の実績に合わせまして、節13委託料と節15工事請負費の減額補正と財源更正となっております。次の目2体育施設費につきましても、上総合運動公園改修工事の実績に合わせまして、節15工事請負費の減額補正と財源更正となっております。以上で、教育課所管の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 続きまして、報告第3号につきまして御説明いたします。平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。朗読いたします。平成30年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億824万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。歳入について御説明いたします。9ページをお願いいたします。歳入でございます。目1保険給付費等交付金、説明のところの特別調整交付金分22万円でございます。これにつきましては、保健指導に関する交付金でございます、事業費の全額が交付されるものでございます。次の10ページをお願いいたします。歳出でございます。目1特定健康診査等事業費、節13委託料、特定健康診査委託料でございます。これは、22歳から39歳までの国保の被保険者に対しまして、若っかもん健診を実施しておりますが、そのうちの健診センターコスモでの保健指導を行った23人分の委託料を計上いたしております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。報告第2号、専決処分した平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第15号）の報告について、質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。次に報告第3号、専決処分した平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第7 議案第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第1号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第1号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。再任用職員に単身赴任手当等を支給するため、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 議案第1号につきまして、3ページの新旧対照表により説明いたします。今回の一部改正は、平成28年度の制度導入時には、想定されていなかった再任用職員の転勤による人事運用について、平成31年度において、被災地支援として、再任用職員を活用することから、転居を伴う異動による経済的負担や定年前の単身赴任者との均衡を考慮し、再任用職員にも、地域手当及び単身赴任手当を支給することができるように、再任用職員への適用を除外し、支給しない手当を定める第23条第2項を改めるものでございます。なお、生活関連手当である扶養手当、特例的に支給される地域手当及び住居手当につきましては、再任用職員には引き続き支給しないものでございます。前のページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、施行期日を定めております。この条例は、既に平成31年4月1日から再任用職員が被災地支援として、益城町に単身赴任していることから、公布の日から施行し、平成31年4月1日から遡及して適用することといたします。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第2号、平成31年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第2号、平成31年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について、提案いたします。平成31年度あさぎり町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,574万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） 平成31年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。予算書の2ページでございます。第1条、第2項から朗読をさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。第2条地方債の追加は、第2表地方債補正による。今回の補正予算は、ふれあい福祉センターの改修関係について計上したものでございます。次、5ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。今回の補正予算の財源として、合併特例債を充てる計画で追加するものでございます。次に8ページをお願いいたします。企画財政課所管分につきまして説明いたします。歳入でございます。最上段の目1地方交付税です。今回の補正予算の財源として、普通交付税を充当するものでございます。企画財政課分は、以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫 君） 引き続きまして、8ページをお願いいたします。生活福祉課所管分について説明をいたします。下の枠で目2民生債、節5社会福祉施設整備事業債で、歳出で説明をいたしますふれあい福祉センター改修事業の設計委託に係る費用についての起債借入額といたしまして、2,090万円をお願いいたしております。次のページをお願いいたします。歳出9ページです。目7社会福祉施設費、節13委託料、説明欄の設計委託料2,200万円を計上いたしております。ふれあい福祉センター改修工事につきましては、町の温泉施設再編の方針に基づきまして、本年1月13日をもって温泉施設を閉館とし、先月の町議会3月定例日におきまして、あさぎり町ふれあい福祉センター条例の一部改正議案を御審議いただき、温泉に関する条文の削除に関する議案を可決いただいております。今回、実施設計に係る予算を計上いたしておりますが、予算の成立を受けまして、来月、町長との基本的な内容の協議確認を行い、入札手続を経て、コンサルタントへの業務委託となりますが、施設内部の改修事業が主な工事内容となりますので、改修後、視覚的にイメージできるようにデザイン図案などを用いまして、議会への説明資料とさせていただきますと考えているところでございます。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明はが終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、議案第3号、あさぎり町280MHzデジタル防災同報無線システム整備工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第3号、あさぎり町208MHzデジタル防災同報無線システム整備工事請負契約の締結について提案いたします。あさぎり町280MHzデジタル防災同報無線システム整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結することとする。平成31年4月25日提出、あさぎり町長、愛甲一典。1工事名、あさぎり町208MHz防災同報無線システム。2工事内容、送信局1局、配信局3局、

戸別受信機6,400台。3工事場所、球磨郡あさぎり町全域地内。4契約金額、2億7,626万4,000円。5契約の相手方、福岡市早良区百道浜1の7の5。電気工業株式会社九州支店、支店長松永望。6契約の方法、随意契約。提案理由を申し上げます。あさぎり町280名MHzデジタル防災同報無線システム整備工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） それでは、議案第3号につきまして補足説明をさせていただきます。本件につきましては、開札を平成31年4月19日に行いまして、現在、落札業者と仮契約を締結しているところであります。近年、全国的に地震・台風及び大雨によります大規模な災害が発生しております。台風や大雨時に、屋外告知放送での緊急な情報伝達が困難でありますことから、戸別受信機を全戸に配布し、緊急情報を確実に伝達できる災害に強いまちづくりを目指すとともに、これまで屋外告知放送が聞き取りづらかった地域の問題解消もあわせて行うものでございます。工事内容としましては、上千望に送信局1局を設置いたします。本庁舎に主配信局を設置し、生涯学習センター、上球磨消防署の2カ所に副配信局を設置する計画でございます。戸別受信機につきましては、標準型6,300台、文字表示機能付100台、合計で6,400台を計画しているものでございます。工期につきましては、12月中旬までと考えておりますが、11月には個別受信機の配布を行い、運用する予定でおるところでございます。以上で、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第3号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10 補欠選挙により当選した議員の常任委員会委員の選任

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、補欠選挙により当選した議員の常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。補欠選挙により当選した議員の常任委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおりにしたいと思っております。御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって補欠選挙により当選した議員の常任委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおりとすることに決定しました。

日程第11 議員派遣の件

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。お手元に配付しました文書のとおり、議員の派遣を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定いたしました。お諮

りいたします。議員派遣の場所、期日等について、変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の住所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。お諮りします。本定例の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって、条項・字句・数字・その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成31年度あさぎり町議会第1回会議を閉会いたします。

●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。

午前11時05分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年8月8日

議長 徳永正道

署名議員 永井英治

署名議員 皆越てる子